

第 2 号議案

備後圏都市計画臨港地区の 変更について (福山港臨港地区)

広島県決定

○臨港地区について

《臨港地区とは》

港湾としての機能を維持・保全し、適切に管理運営するために定める地区であり、港湾を管理運営する上で、必要な施設が立地する地域を指定するもの。

《臨港地区の変更》

都市計画区域内では、港湾管理者の申し出た案に基づき、都市計画決定権者が臨港地区を定める。

| | 決定権者 |
|-------------|-------------------------------|
| 国際拠点港湾 | 広島県 (※政令市に定めるものを除く) |
| 重要港湾 | |
| 地方港湾 | 市町 |

今回変更する福山港は、重要港湾のため、広島県が定めるものとなる。

○臨港地区指定の効果について

臨港地区に指定されることで、

①

岸壁や道路、物揚場などの施設が、
港湾施設に位置付けられる。

②

一定規模以上の工場等を建築する場合は、
港湾管理者への届出が義務付けられる。

③

港湾管理者は臨港地区内に
港湾法に基づく分区を定めることができる。

○分区について

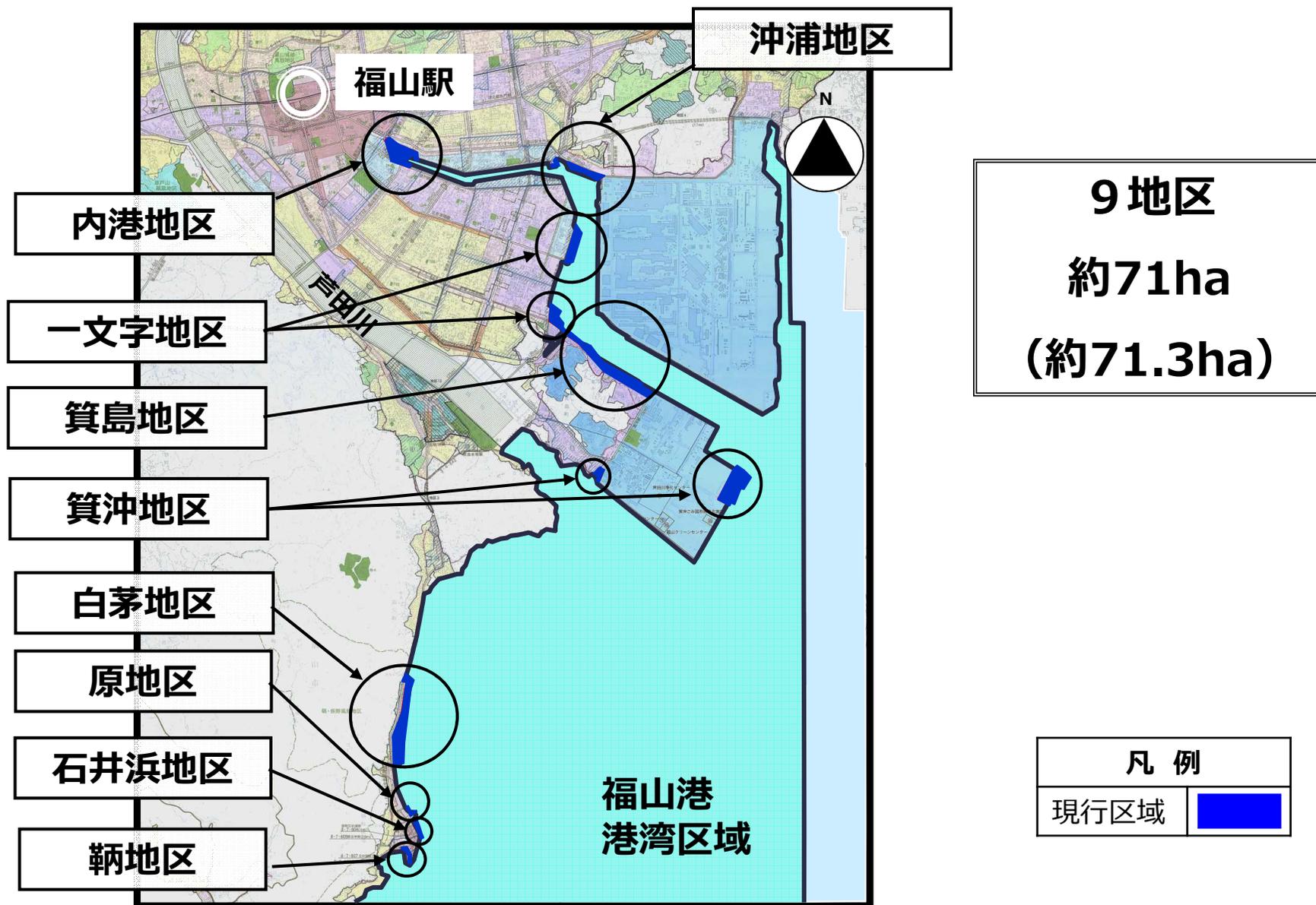
《分区とは》

港湾管理者が臨港地区内を機能・目的別に区分して指定することができるもの。条例により、港湾の管理運営上支障のある用途について、新たな建築が制限されることとなる。

《県内で指定されている分区》

| | |
|---------------|--|
| 商港区 | 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域 |
| 特殊物資港区 | 石炭・鉱石その他大量のばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域 |
| 工業港区 | 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域 |
| 漁港区 | 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域 |
| 保安港区 | 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域 |
| マリーナ港区 | スポーツ又はレクリエーションの用に居供することを目的とする区域 |
| 修景厚生港区 | 景観を整備するとともに港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域 |

○福山港臨港地区の状況



○今回の臨港地区の変更



今回の変更

原地区において、交通・交流拠点整備に伴う公有水面の埋立が竣工する見通しであること及び隣接地を一体的に整備することに伴い、臨港地区を追加指定するもの。

| 凡例 | |
|------|--|
| 現行区域 | |
| 追加区域 | |

○福山港臨港地区の変更の経緯

昭和 9年 内務省指定港湾

昭和36年 日本鋼管(株) (現JFEホールディングス(株)) 誘致決定

昭和38年 重要港湾の指定

昭和39年 福山港臨港地区を指定 (内港、沖浦、白茅、鞆地区)

平成17年 臨港地区の追加指定 (一文字、箕島、箕沖、原・石井浜地区)

平成23年 臨港地区の追加指定 (箕沖地区)

平成26年 臨港地区の追加指定 (原・石井浜地区)

令和 3年 臨港地区の追加指定 (箕沖地区)

令和 6年 臨港地区の追加指定 (原地区) (予定)

| 変更前の面積 | 変更後の面積 | 増減 |
|---------------------|---------------------|--------------|
| 約 71 ha (約 71.3 ha) | 約 72 ha (約 72.2 ha) | 約 0.9 ha (増) |

○変更箇所の整備状況

原地区



| 凡例 | |
|------|---|
| 現行区域 |  |
| 追加区域 |  |

○福山港港湾計画での位置付け

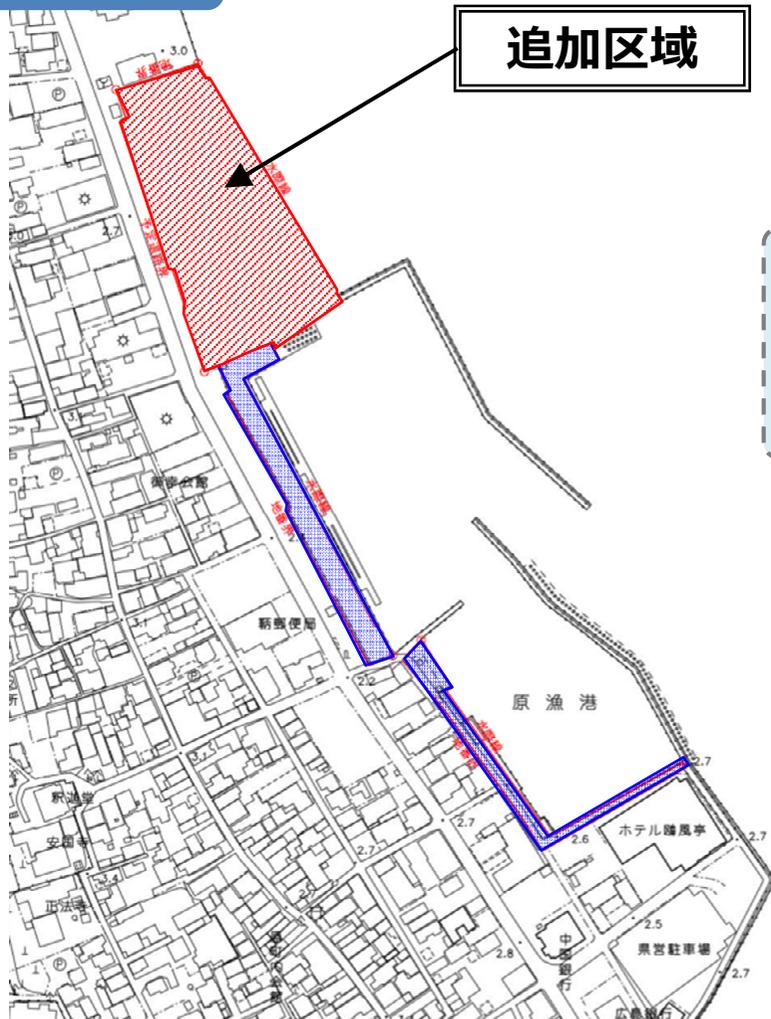
令和2年12月 福山港港湾計画の一部変更

原地区は、交通・交流拠点として、埠頭用地や交通機能用地が位置付けられている。



○分区予定図

原地区



旅客等の利用を目的とする、
商港区が指定される予定。

| 凡例 | |
|------|--|
| 現行区域 | |
| 追加区域 | |
| 商港区 | |

○案の縦覧について

縦覧期間：令和5年12月11日から令和5年12月25日まで

縦覧場所：広島県土木建築局都市計画課
福山市建設局都市部都市計画課

意見書：なし

以上が、第2号議案の説明となります。

ご清聴
ありがとうございました
